

府 共 第 607 号  
雇 児 発 1003 第 1 号  
平成 25 年 10 月 3 日

都道府県知事 殿

内 閣 府 男 女 共 同 参 画 局 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行  
について

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 73 号。以下「改正法」という。）については、一部を除いて、平成 25 年 10 月 3 日から施行されることとなった。

改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「法」という。）においては、国及び地方公共団体は、ストーカー行為等（法第 2 条第 2 項の「ストーカー行為」又は第 3 条の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援等に努めなければならないこととし、これらの支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないとされた。

関係規定の概要及び施行に当たっての留意事項等は下記のとおりであるので、各地方公共団体において施策を実施する際は、法及び下記に示す留意事項等に十分配慮し、ストーカー行為等の防止及び被害者に対する支援に万全を期されたい。また、都道府県におかれては、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等に係る内容があることから関係部局が本通知を共有するとともに、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係機関及び関係団体にも周知徹底をお

願います。

なお、この通知については、警察庁の了承を得ているとともに、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1 国、地方公共団体による支援（第 8 条関係）

法第 8 条第 1 項において、国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する支援並びに民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならないこととされている。

ストーカー行為等を防止するとともにその被害者の救済を図るためには、警察のみならず、国、地方公共団体等が一体となって対策に取り組むことが重要であることから、本条において、国及び地方公共団体には、ストーカー行為等の防止、被害者に対する支援に努める責務があることが明らかにされたものである。

#### (1) ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及

法第 8 条第 1 項中「ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及」については、例えば、法で規制されるストーカー行為等の具体的内容、ストーカー行為等から身を守る方法、被害を受けた場合の対処方法、相談窓口・支援機関等について広報啓発活動を行うことが考えられる。

#### (2) ストーカー行為等の相手方に対する支援

法第 8 条第 1 項中「ストーカー行為等の相手方に対する」支援については、例えば、被害者の相談対応やカウンセリングの実施等が考えられる。

また、改正法により、国及び地方公共団体が努めなければならないとされるストーカー行為等の相手方に対する支援に、「婦人相談所その他適切な施設による」支援が追加された。支援体制については、要保護女子、配偶者からの暴力被害者等の相談、一時保護等の支援を行ってきた「婦人相談所その他適切な施設」を法律上に明記することによって、国及び地方公共団体の努力義務が明らかにされたものである。「その他適切な施設」としては、各都道府県の実情に応じて様々な形が考えられ、男女共同参画センターにおける相談対応の一環として受け付けることや、独自に相談施設等を設けて対応することも想定されている。

#### (3) ストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援

法第 8 条第 1 項中「ストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援」については、例えば、被害者に対する民間

の活動の紹介、民間の団体に対する助成や情報提供が考えられる。

- (4) 体制整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置等

改正法では、被害者にとって支援等がより充実したものとなることを意図し、法第8条第2項において、国及び地方公共団体は、同条第1項の支援等を図るため、「必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置」に努めなければならないことが明記された。

## 2 施行期日等

上記のほか、改正法では、電子メールを送信する行為を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等を求める旨の申出、当該申出をした者への通知等つきまとい等を受けた者の関与を強化することとされた。

電子メールを送信する行為の規制に係る規定については、公布の日から起算して20日を経過した日（平成25年7月23日）から、その他の規定については公布の日から起算して3月を経過した日（同年10月3日）から施行されるものとされた。（改正法附則第1条関係）

## 3 留意事項

### (1) 各都道府県警察との連携

各都道府県警察では、地域におけるストーカー行為等の実情を把握するとともに、法に基づく警告、禁止命令等の措置や援助措置を講じていることに鑑み、地方公共団体による支援等に際しては、警察と連携し、適切な役割分担の下に、被害者の安全の確保が図られるよう御留意いただきたい。

また、婦人相談所における被害者の一時保護については、各都道府県警察から支援の要請があった場合など、被害者の状況等に応じて速やかに一時保護の可否を判断されるよう御留意いただきたい。

配偶者暴力相談支援センターにおいて、配偶者からの暴力相談を受けた際、つきまとい等の被害がある場合には、その態様によっては法の適用が可能なものがあることから、警察との連携に御留意いただきたい。

### (2) 関係機関の連携体制の構築

各都道府県警察では、関係機関及び関係団体と連携の上、援助措置を講じていることに鑑み、地方公共団体による支援等に際しては、警察のみならず、関係機関及び関係団体とも緊密に連携協力を図ることに御留意いただきたい。